# 原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について(核燃料物質等の輸送時の災害対策に係る初動対応の明確化)

令和元年 12 月 18 日 原子力規制庁

## 1. 経緯・概要

本年 7 月 17 日の第 18 回原子力規制委員会において、平成 30 年度原子力事業者防災訓練の実施の結果見いだされた事項等、複数の課題を整理した上で、原子力災害対策指針(以下「原災指針」という。)を改正し、改善を図る方針について議論がなされた。このうち、核燃料物質等(核燃料物質によって汚染された物を含む。)の陸上輸送時の災害対策に係る課題については、緊急時における初動対応手順の明確化を踏まえ、必要に応じ、原災指針の記載を充実させることとなった。

上記を踏まえて、原災指針の改正案(別表)を作成したので、当該改正案について、行政手続法に 基づく意見募集を実施することとしたい。

# 2. 初動対応の明確化

### (1)原災指針の改正

核燃料物質等の輸送時の災害等に対しては、原子力災害対策特別措置法の対象とならない事象への初動対応についても、従前より、放射性物質輸送規制を所管する関係省庁による枠組みである放射性物質安全輸送連絡会「における取決めに基づいて、関係省庁の連絡・通報体制、役割分担等が定められており、災害等の状況に応じて関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合等には、速やかに放射性物質輸送事故対策会議。を開催し、その後の対応を協議する枠組みが構築されている。

そこで、原災指針においては、核燃料物質等の輸送時の災害対策の円滑な実施を確保するための国の役割を明確にするため、以下の内容を含む改正を行う。

- ▶ 核燃料物質等の輸送時の災害等に対して国が実施すべき措置の明確化
- ▶ その他、記載の適正化

### (2)原子力規制庁初動対応マニュアルの策定

上記の原災指針の改正に合わせて、核燃料物質等のみならず、核原料物質、放射性同位元素を含め、これらの陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の、原子力規制庁の初動対応を明確化するため、 初動対応マニュアルを新たに作成し、災害等への迅速な対応が講じられるよう備えるとともに、災害等の推

<sup>1</sup> 法的に明文化された設置根拠はないが、放射性物質の輸送に関する安全対策等について、関係省庁(警察庁総務省/消防庁/厚生労働省/国土交通省海上保安庁/環境省/原子力規制庁)の間における密接な連絡等を行うため、関係省庁の協議に基づき設置されたもの。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 上記同様、任意の枠組みであるが、原災法対象事象に至る以前の関係省庁間の枠組みとして、防災基本計画(中央防災会議)及び原子力災害対策マニュアル(原子力防災会議辞事会)においても位置付けられている。

移に応じた対応体制の変更等にも切れ目なく対処できるよう手順等を整備することとする。具体的には、情報収集及び情報共有の手順、関係機関との連絡調整、事故現場での放射線モニタリングや傷病者への対処等の要請に備えた体制の構築、外部支援機関を含む専門家による技術支援及び職員・専門家の現地派遣、外部への情報発信、並びに放射性物質輸送事故対策会議の開催決定手順等を定めることとしている。(別紙参照)

# 3. 原災指針改正案に対する意見募集の実施

別表に示す原災指針の改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施する。

▶ 実施期間: 令和元年 12月 19日から30日間

➤ 実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)原子力規制委員会ウェブサイト/郵送/FAX

# 4. 今後の予定等

原災指針改正の原子力規制委員会決定:令和2年2月中(予定)

▶ 原災指針改正の公布(官報掲載) : 上記、原子力規制委員会決定後速やかに実施

▶ 初動対応マニュアルの策定 : 原災指針改正に合わせ原子力規制庁において策定

なお、今般の原災指針の改正を踏まえて、原子力災害対策マニュアル(輸送編)の改正について も検討を行う必要がある。

# 5. その他

IAEA 安全基準では、放射性物質の輸送に関係する事故のリスク及びその潜在的な影響を定期的に評価すべきことが求められている。これを踏まえ、本年 10 月 9 日の第 34 回原子力規制委員会では、令和 2 年(2020)年に実施を予定している IAEA による総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションにおける新規評価項目である放射性物質陸上輸送規制に関し、輸送実態を踏まえた合理的な想定事故を評価すること等の改善措置計画を含む自己評価書が了承された。

輸送実態を踏まえた想定事故評価については、旧原子力安全委員会防災指針の付属資料として取りまとめられた既存の想定事故評価等があるが、今後、陸上輸送時の災害対策の継続的改善の一環として、同評価をもとに現時点で得られる知見に照らして、事故のリスク及びその潜在的影響の評価を行うこととしたい。

以上

別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表

備考 表中の [ ]の記載は注記である。	第3 緊急事態応急対策  (6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策  (6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策  対る場合もあるため、同様に対策を講ずる必要がある。核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した。な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通い、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防報、中間、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線情報収集、外部機関による支援を含む事故の関係機関間の連絡調整、外部、の情報発信等を実施する。	改正後
	第3 緊急事態応急対策  (6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策を行う。  (6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策  財る場合もあるため、同様に対策を講ずる必要がある。放射する場合もあるため、同様に対策を講ずる必要がある。放射は、炉規法に基づき、原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力事業者及び原子力を書きる。  「(1) (5) 同上〕	改正前

# 輸送時の事故に対する初動体制・対応のイメージ



〇関係事業者から事故の連絡を受けた場合、緊急事案対策室(事故対処室又は当直者)は、初動対応を行いつ 〇緊急事案対策室は、規制担当部門の対応(輸送物情報の収集等)を掌握し、原子力規制委員会の対応(職員 つ、緊急事態対策監及び規制担当部門に情報共有し、事故状況に応じて初動体制の強化を図る。

の派遣、環境放射線モニタリングの実施等)について、緊急事態対策監と協議し、規制担当部門に指示する。